

○江東区私立保育所障害児加算認定要綱

平成11年3月24日

江厚保発第590号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条に基づき保育の実施を受けた児童のうち、江東区内の私立保育所に入所した児童に心身障害がある場合、健常児との集団保育を適切に行うため、私立保育所に経費の一部を補助する障害児加算の対象児童(以下「対象児童」という。)として認定するのに必要な事項を定めることを目的とする。

(対象児童)

第2条 区長は、次の各号の一に該当する児童を対象児童として認定することができる。ただし、障害の程度が第2号及び第3号に相当すると認められる場合であっても、日常の保育において健常児と同一の保育が可能な児童は除くものとする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)により、特別児童扶養手当の支給対象となる者(所得により手当の支給を停止されている者を含む。)
- (2) 身体障害については、おおむね身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害級数6級から4級程度の者。ただし、6級程度については、聴覚障害に限る。
- (3) 知的発達障害については、おおむね東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)第4条に定める判定基準の軽度又は中程度の者

(申請者及び認定申請)

第3条 保育所の施設長(以下「申請者」という。)は、対象児童の認定を受けようとするときは、保護者の同意を得た上で障害児加算対象児童認定申請書(別記第1号様式)に障害児加算対象児童認定調査書(別記第2号様式)を添付して、

別に定める期限までに区長に提出しなければならない。

(観察調査)

第4条 区長は、前条の認定申請に基づき対象児童の認定の判定資料とするため、担当職員及び私立保育園連盟代表者に対象児童の観察調査を指示し、その報告を求めるものとする。

(認定会議)

第5条 区長は、対象児童の適切な認定を図るため、障害児加算対象児童認定会議(以下「認定会議」という。)を設置し、第3条の申請があった際に認定会議に諮問するものとする。

2 子ども生活部長は、前項の諮問を受け、認定会議を招集する。

3 認定会議の構成員は、次のとおりとする。

子ども生活部長 保育課長 指導係長 保育係長 入園係長 担当職員
障害者福祉課長 身体障害者相談第一係長 身体障害者相談第二係長 愛の手帳相談第一係長 愛の手帳相談第二係長 区立保育所長代表3名 私立保育所長代表2名

4 子ども生活部長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

5 認定会議は、前条の観察調査結果を基に次の事項について審査する。

(1) 対象児童の認定並びに認定不承認及び保留に関すること。

(2) その他対象児童の認定に関し必要なこと。

(通知)

第6条 区長は、認定会議の審査結果に基づき、認定の可否を決定し、次の各号の場合に応じ、当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 認定を承認したとき 障害児加算対象児童認定通知書(別記第3号様式)

(2) 認定を不承認又は保留したとき 障害児加算対象児童認定不承認(保留)通知書(別記第4号様式)

(期限後の認定申請等)

第7条 申請者は、第3条に定める期限後に対象児童の認定申請が必要になったとき又は認定不承認若しくは保留となった児童の障害程度が重度になったときは、第3条に定める障害児加算対象児童認定申請書に障害児加算対象児童認定調査書を添付して、区長に提出できるものとする。

- 2 区長は、前項の申請があった際は認定会議に諮問し、子ども生活部長はこの諮問に基づき認定会議を招集し、対象児童の認定を審査するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により認定会議を開催できない場合は、区長は第4条に定める観察調査に従事した担当職員及び私立保育園連盟代表者の意見に基づき、対象児童の認定の可否を決定することができる。
- 4 区長は、可否を決定したときは、前条に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(認定解除等)

第8条 申請者は、認定を受けた対象児童が保育の実施を解除されたとき(卒園による解除は除く。)及び健常児と同一の保育が可能となったときは、区長に障害児加算対象児童認定解除申請書(別記第5号様式)を提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときには、その内容を審査し、障害児加算対象児童認定解除通知書(別記第6号様式)により申請者に通知しなければならない。

(認定の継続等)

第9条 申請者は、次年度以降引き続き在園する対象児童については、障害児加算対象児童継続認定申請書(別記第7号様式)に障害児加算対象児童現況報告書(別記第8号様式)を添付して、区長に認定の継続を申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請については、第5条に定める認定会議に諮問する事を省略することができ、現況報告書の内容を審査することで認定の継

続の可否を決定することができる。

3 区長は、現況報告書の内容の審査結果により認定の可否を決定したときは、次の各号の場合に応じ、当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 継続認定を承認したとき 障害児加算対象児童継続認定通知書(別記第9号様式)

(2) 継続認定を不承認又は保留したとき 障害児加算対象児童継続認定不承認(保留)通知書(別記第10号様式)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、障害児加算認定について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

障害児加算対象児童認定申請書

江東区長 殿

保育所名

施設長名 _____ 印

平成 年 月 日付、保育の実施を受けた下記児童について、障害児加算対象児童として認定していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

児童名	
生年月日	平成 年 月 日生(歳児 クラス)
障害の程度	
障害手帳の有無	有 (身障手帳 ____ 級 ・ 愛の手帳 度) 無

※この申請にあたっては、保護者の同意を得てください。

第2号様式

記入月日 月 日

障害児加算対象児童認定調査書 _____ 保育園名

フリガナ 児童氏名	男・女	生年月日	平成 年 月 日
保護者氏名		入所年月日	平成 年 月 日

住所		江東区						丁目		番		号		方	
家族 構成	氏名		続柄	生年月日				職業	備考						
家庭 環境															
現在 の指 導															
児童 の状 況	食事														
	排泄														
	着脱 衣														
	言語														
	その 他														
身体 状況															

*該当番号を○でかこむ

障害内容	障害の程度	
	手帳の有無	1 有 級 度 2 無 3
児童の状況	食事	<p>1 すべて自分でできる。</p> <p>2 他人の助けがあればどうにかできる。</p> <p>3 すべて他人に食べさせてもらう。</p>
	排泄	<p>1 すべて自分でできる。</p> <p>2 他人の助けがあればできる。</p> <p>3 自分ではできないが知らせる。</p> <p>4 おむつが必要</p>
	着脱衣	<p>1 すべて自分でできる。</p> <p>2 簡単なものは自分でできる。</p> <p>3 すべて他人にやってもらう。</p>
	言語	<p>1 普通に話をする。</p> <p>2 どうにか話をする。</p> <p>3 話せないが、人の言うことはわかる。</p> <p>4 話せない。</p>
	遊び	<p>1 友達と普通に遊ぶ</p> <p>2 友達と遊ぶが、とりのこされがち。</p> <p>3 先生(保育士)としか遊ばない。</p> <p>4 いつも一人で遊んでい</p>

		る。 5 遊べない。
保育上の問題点		

第2号様式の2

発達状況調査票

児童氏名	保育園名
------	------

項目				段階	1	2	3	4	5	6	
発 達 の 程 度	発 達 の 程 度	運 動 機 能	下 肢	普 通 に 歩 き 、 走 る	歩 く が う ま く 走 れ な い	一 人 で や っ と 歩 く	つ か ま っ て 歩 く	は う 、 つ か ま り 立 ち 、	寝 た き り 、 寝 返 り が で き な い 、 介 助 座 位		

						自立座位	
	上肢	不自由なし普通に使える	特に障害はないがこまかいことができない	片手は不自由だが、一方は使える	両手とも不自由でこまかいことができない	片手は非常に不自由だが一方は物が持てる	両手とも不自由物がもてない
	言語	普通に話せる	大体のことは話せる	単語程度で意思交換可	方言、身振りでき	話すことはでき	話せないし相手のいうこともわからない

					表示	ないが相手の言うことはわかる	
	食事	箸で食べる	スプーンで食べる	水やミルクを自分で飲める	手づかみで食べる	自分で食べられない(流動物)	
	排泄	大小便と	大小便ともに自立している	小便自立 大便後始末ができない	予告による	予告なし おむつ使用	

			も自立	が時に失敗		り連れていく	が全部介助が必要	
	着脱衣	着脱自立	一応自立しているが点検を要す	着るがボタンはめができない	簡単な物は自分で脱げる	介助すれば協力しようとする	すべて介助	
	自己統制	指示どおり行動でき	ある程度指示に従える	繰り返し指示を与えれば従うことができる	ある程度危険が避け	指示の理解ができない	全く指示に従えない	

		る				ら れ る	い 。 危 険 も わ か ら な い			
身 体 面	健康	健 康 で あ る		病 気 し や す い		虚 弱		常 時 病 気 が ち		
	けいれ ん		な し 服 薬 に よ り 抑 制	年 に 4 ~ 5 回 服 薬 な し		年 に 4 ~ 5 回 服 薬 あ り	月 に 4 ~ 5 回	常 時		
	視力	普 通	近 視			弱 視		盲 目		
	聴力	普 通	聞 こ え が 悪 い			難 聴		ろ う あ		
問	区 分	特 徴	1	2	3	区 分	特 徴	1	2	3

題 行 動			なし	と き に は	し ば し ば			なし	と き に は	し ば し ば	
	他害 (対人)	人をや たらに たたく				感情	急に泣 いたり はしゃ いだり する				
		嘯みつ いたり する					奇声を あげる				
		人に物 を投げ 付ける					一か所 にじっ として いる				
他害 (対物)	衣服を 破損す る				自閉	他との 相互交 渉が	できる	やや でき る	でき ない		
	衣服を 破る					人や玩 具に興 味・関 心を	示す	やや 示 す	示 さ な い		
多動	落ち着 きがな く動き 回る	なし	や や あ る	あ る							
	車・火・	ある程度わか		わ							

			刃物な どの危 険が	る		か ら な い					
		自傷	頭を器 物にう ちつけ る								
			自分自 身をか んだり たた いたりす る								
			食べ物 でない ものを 食べる								

第3号様式

発第 号
平成 年 月 日

障害児加算対象児童認定通知書

殿

江東区長

平成 年 月 日付、障害児加算対象児童として認定申請があった下記児童は、障害児加算対象児童に認定されましたので通知します。

記

児童名	
生年月日	平成 年 月 日生(歳児クラス)
認定年月日	平成 年 月 日付

※ 保育の実施を解除(卒園による解除は除く)されたとき及び健常児と同一の保育が可能となったときは、要綱第8条第1項に定める手続きをお取りください。

※ 次年度以降引き続き在園する児童については、要綱第9条第1項に定める手続きをお取りください。

第4号様式

江厚保発第 号

平成 年 月 日

障害児加算対象児童認定不承認(保留)通知書

殿

江東区長

平成 年 月 日付、障害児加算の認定申請があった下記児童は、認定不承認(保留)となりましたので通知します。

記

児童名	
生年月日	平成 年 月 日生(歳児 クラス)
認定不承認(保留)となった理由	

※ 認定不承認(保留)となった児童の障害程度が重度になった場合は、再度申請をしてください。

第5号様式

平成 年 月 日

障害児加算対象児童認定解除申請書

江東区長 殿

保育所名

施設長名 _____ 印

平成 年 月 日付、障害児加算認定を受けた下記児童については、(保育の実施の解除・健常児と同一の保育が可能)となったため、障害児加算対象児童認定解除を申請します。

記

児童名	
生年月日	平成 年 月 日生(歳児 クラス)

認定解除年月日	平成 年 月 日付
---------	-----------

第6号様式

発第 号
平成 年 月 日

障害児加算対象児童認定解除通知書

殿

江東区長

平成14年4月1日付、障害児加算認定を受けた下記児童については、(保育の実施の解除・健常児と同一の保育が可能)となったため、障害児加算対象児童認定を解除します。

記

児童名	
-----	--

生年月日	平成 年 月 日生(歳児クラス)
認定解除年月日	平成 年 月 日付

第7号様式

平成 年 月 日

障害児加算対象児童継続認定申請書

江東区長 殿

保育所名

施設長名 _____ 印

平成 年 月 日付、障害児加算対象児童として認定された下記児童について、継続認定していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

児童名	
生年月日	平成 年 月 日生(歳児 クラス)

障害の程度	
障害手帳の有無	有（身障手帳____級・愛の手帳 度）無

※この申請にあたっては、保護者の同意を得てください。

第8号様式

平成 年 月 日

障害児加算対象児童現況報告書

江東区長 殿

保育所名

記入者名

障害児加算対象児童の現況について、下記のとおり報告します。

児童名		歳児クラス	認定年月日	年 月 日
当該クラスの児童数	人	担当職員数	常勤職員 人・臨時職員 人	
食事				

排泄	
着脱衣	
言語	
遊び	
その他保育上の問題点を記入して下さい。	
全体を通して前回申請(報告)時より	1 変化なし 2 やや低下している 3 低下している
定期的に専門(医療)機関への訓練、治療等に通っている場合記入してください。	
専門(医療)機関名	
週 回・月 回・年 回	

第9号様式

発第 号
平成 年 月 日

障害児加算対象児童継続認定通知書

殿

江東区長

平成 年 月 日付、障害児加算の継続認定申請があった下記児童は、
障害児認定加算児童に認定されましたので通知します。

記

児童名	
生年月日	平成 年 月 日生(歳児クラス)
認定年月日	平成 年 月 日付

※ 保育の実施を解除(卒園による解除は除く)されたとき及び健常児と同一の
保育が可能となったときは、要綱第8条第1項に定める手続きをお取りください。

※ 次年度以降引き続き在園する児童については、要綱第9条第1項に定める手
続きをお取りください。

第10号様式

第 号
平成 年 月 日

障害児加算対象児童継続認定不承認(保留)通知書

殿

江東区長

平成 年 月 日付、障害児加算の継続認定申請があった下記児童は、継続認定不承認(保留)となりましたので通知します。

記

児童名	
生年月日	平成 年 月 日生(歳児 クラス)
認定不承認(保留)となった理由	

※ 継続認定不承認(保留)となった児童の障害程度が重度になった場合は、再度申請をしてください。